

低所得者利用者負担対策等について

目次

I	低所得者利用者負担対策について	1
II	介護予防・生活支援対策について	18
III	介護サービス適正実施指導事業について	22
IV	要介護者以外に対する介護保険サービス提供の可否 について	24

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。

介護保険事業計画・基盤整備チーム

I 低所得者利用者負担対策について

1 施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置

- 低所得世帯であって法施行時に訪問介護(ホームヘルプサービス)を利用していた高齢者について、ホームヘルプサービスに係る利用者負担を当面3年間は3%とし、その後段階的に引き上げ、平成17年度から10%とする。

ア 実施主体

事業の実施主体は市町村であり、市町村が事業を行った場合には、国及び都道府県の補助の対象となる取り扱い。

注)広域連合、一部事務組合についても市町村と同様の位置づけであり、実施主体となりうる。

イ 対象者

次の2点を満たしている高齢者が対象となる。

(ア)法施行時にホームヘルプサービスを利用していること。

具体的には、概ね施行前1年の間にホームヘルパーの派遣実績がある者とする。異動者については市町村間で連絡を取り合って対応。

(イ)低所得であること。

生計中心者が所得税非課税であること(生活保護受給世帯を含む)。

注1)リスト作成対象者

施行前1年の間にホームヘルパーの派遣実績がある者で、かつ、直近の派遣の際の利用者負担がゼロであった者。

注2)所得状況の確認

平成13年度以降毎年7月に所得確認を行う(平成12年度7月の所得確認は行わず、リスト掲載をもって代える)。したがって、初回の減額証の有効期限は平成13年6月末までとする。

いったん課税になった者については、翌年度以降非課税になった場合であっても、軽減の対象にはならない。

ウ 利用者負担割合

12年度から当面3年間3%とし、17年度から10%。その間の段階的な引き上げ方としては、例えば15・16年度を6%とすることが考えられる。

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
3%	3%	3%	(6%)	(6%)	10%

エ 公費の負担割合

この軽減措置はあくまで市町村が行う事業に対して国が助成するものであり、その負担割合は介護保険における公費負担の割合に準じて、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを考えている。

注)政令指定都市、中核市についても、介護保険における公費負担の割合に準じて、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。

オ 実施方法

現物給付化できるよう検討中。

また、高額介護サービス費との適用関係については、まず、この軽減措置の適用を行い、その後、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費の支給を行う。

2 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

- 低所得世帯であって、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等について、平成16年度までの間(若年障害者の取扱いに関する結論が得られるまでの間)、ホームヘルプサービスに係る利用者負担を3%とする。

ア 実施主体

1と同じ取り扱い。

イ 対象者

次のいずれかに該当し、かつ、低所得である者が対象となる。

- (ア)若年の頃から障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者で65歳になって介護保険適用となったもの(法施行時において高齢者施策又は障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の障害者のうち、65歳以前の障害を原因として手帳の交付を受けている者を含む)。具体的には、65歳の年齢到達前の概ね1年の間に派遣実績のある者とする。異動者については市町村間で連絡を取り合って対応。

注)「障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者」とは、この措置においては、身体障害者ホームヘルプサービス、知的障害者ホームヘルプサービス又は難病ホームヘルプサービスを利用していた者を指す。また、特定疾病により要介護・要支援の状態となった40歳から64歳までの者で介護保険に基づくホームヘルプサービスを利用していた者も含む。

- (イ)特定疾病により要介護・要支援の状態となった40歳から64歳までの者
注)(イ)に関しては、ホームヘルパーの派遣実績不要。

なお、低所得者は、生計中心者が所得税非課税であることとする(生活保護受給世帯を含む)。

注1)リスト作成対象者

次のいずれかに該当する者。

- ①65歳の年齢到達前1年の間に障害者施策によるホームヘルパーの派遣実績がある65歳に到達した障害者で、かつ、直近の派遣の際の利用者負担がゼロであった者

- ② 施行前1年の間に高齢者施策又は障害者施策によるホームヘルパーの派遣実績がある65歳以上の障害者のうち、65歳以前の障害を原因として手帳の交付等を受けている者で、かつ、直近の派遣の際の利用者負担がゼロであった者
- ③ 特定疾病により要介護・要支援の状態となった40歳から64歳までの者で、かつ、生計中心者が所得税非課税である者(生活保護受給世帯を含む)

注2) 所得状況の確認

平成13年度以降毎年7月に所得確認を行う(平成12年度7月の所得確認は行わず、リスト掲載をもって代える)。したがって、初回の減額証の有効期限は平成13年6月末までとする。

いったん課税になった者についても、翌年度以降非課税になった場合には、軽減の対象となる。

ウ 利用者負担割合

16年度までの間(若年障害者の取り扱いに関する結論が得られるまでの間)、3%。

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
3%	3%	3%	3%	3%	(見直し)

エ 公費の負担割合

1と同じ。

オ 実施方法

1と同じ。

減額認定証の発行について

(1) 実施方法

市町村が発行する減額認定証を訪問介護事業者に提示することで、ホームヘルプサービスの利用者負担を3%に減額する。(現物給付)

※乳児医療等の福祉医療や公費負担医療に準じた取扱いをすることで現物給付化を可能にしている。

(2) 減免証について

①公費負担者番号(8桁)

公費負担者番号は、次のように法別番号2桁、都道府県番号2桁、保険者別番号3桁、検証番号1桁、計8桁の算用数字を組み合わせたものとする。

└──────────┘		└──────────┘		└──────────┘			└──┘
法別番号		都道府県番号		市区町村番号			検証番号

②法別番号

法別番号は、次に定める番号とする。(予定)

- ・ 施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置 「56」
- ・ 障害ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置 「57」

③都道府県番号

④市区町村番号

自治省にて定めるコードを用いる。

⑤検証番号

モジュラス10方式とする。

⑥公費受給者番号(7桁)

公費受給者番号は、次のように受給者番号6桁、検証番号1桁、計7桁の算用数字を組み合わせたものとする。

└──────────┘						└──┘	
受給者番号						検証番号	

⑦受給者番号

受給者番号は、受給者ごとに市区町村が定める。

⑧検証番号

⑤と同様とする。

訪問介護利用者負担額

(表面)

訪問介護利用者負担額減額認定証	
(法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置)	
交付年月日	平成 年 月 日
負担者番号	
受給者番号	
受給者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
介護保険被保険者番号	
適用年月日	平成 年 月 日から
有効期限	平成 年 月 日まで
減額内容 (給付率)	/100
発行機関名 及び印	

○ 証の大きさ

縦 128ミリ
横 91ミリ

認定証（特別対策）（例）

（裏面）

注 意 事 項

- 一 訪問介護のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提出してください。
- 二 訪問介護のサービスを受けるときに支払う金額は介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。
（訪問介護のサービスの利用者負担額は0%になります。）
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額の認定の要件に該当しなくなったとき、減額の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

3 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の減免等

- 低所得者で特に生計が困難である者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を減免する場合の取り扱いを明確にするとともに、その負担した額が総収入の一定割合を超えた社会福祉法人等に対して市町村が所要の支援を行った場合に国及び都道府県の補助の対象とする。

この制度の趣旨は、低所得者のうちでも極めて厳しい状況にある者について社会的な役割のある社会福祉法人等による負担を基本として、利用者負担の減免を行おうとするものである。したがって、市町村による所要の支援は、社会福祉法人等の運営費の赤字補填など経営助成の観点からのものではないことに留意する必要がある。

また、都道府県においては、管下社会福祉法人に対して利用者負担減免の取扱いの実施について、管下市町村に対して所要の支援措置の実施について、それぞれ働きかけを行うとともに、できる限り共通した方針の下で運用が行われ、効果的に制度の活用が図られるよう、全体的な観点からの調整を行う。

ア 社会福祉法人等による利用者負担の減免の取り扱い

社会福祉法人の社会的役割に鑑み、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者で特に生計が困難である者に対して利用者負担を減免する場合について、その取り扱いを次のとおりとする。

- (ア) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人は、法人所管庁(所管庁が厚生大臣である場合は主な事務所が所在する都道府県とする)たる都道府県・市(以下単に「都道府県・市」という。)及び所在地の市町村に対してその旨の申出を行うものとする。

申出を受けた都道府県・市は、当該法人が提供するサービスの利用者が居住する市町村に対して、申出があった旨連絡するものとする。

注1)「都道府県・市」での本措置に係る事務担当は、法人所管部署に限られるものではなく、老人福祉担当部署など適宜適切な部署とする。

注2)社会福祉法人は、その社会的役割に鑑み、可能な限りこの申出を行うよう努めるものとする。

(イ)対象となるサービスは、特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスとする。申出を行った社会福祉法人は、基本的には、その提供するすべてのこれらのサービスについて利用者負担の減免を行うものとする。

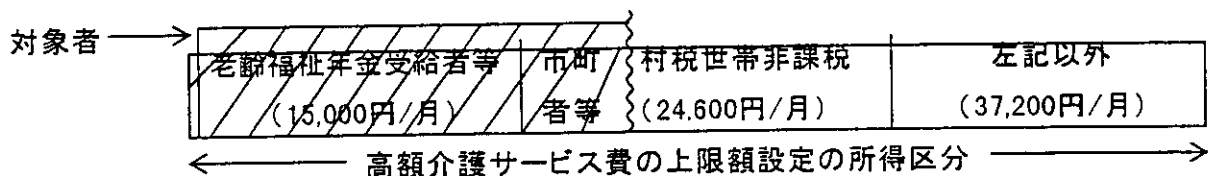
(ウ)減免の対象者は、住民税世帯非課税のうち特に生計困難である者とする。具体的には、市町村が利用者の申請に基づき決定の上、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の減免を行う。

注1)「特に生計困難である者」とは、高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する高齢者、その他これに準ずるものと市町村長が認めた者とする。

(例)・市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者

- ・利用者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう者
- ・その他市町村民税世帯非課税者であって、上記に準ずるものと市町村長が認めた者

* 具体的な取り扱いは、市町村の規模等の実情に応じて、個別に判断する方法でも、一定の基準を定めて判断する方法でも可。



* なお、被保護者については、減免措置が社会福祉法人の負担を基本としているものであることから、対象としない。

注2) 確認証交付事業を実施するかどうかは、市町村の判断による。ただし、確認証交付事業は、「イ 所要の支援」による市町村の助成措置とは直結しないものである。

(エ) 減免の程度は、利用者負担の1/2軽減から免除までとする。申請者の収入の状況を勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。

注) 「利用者負担」とは、介護費負担、食費負担、日常生活費負担とする。

(オ) なお、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していないような地域においては、例外的に当該市町村の判断により、社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。

注) この取り扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであること(事業主体の経営助成策ではないこと)、集客対策につながる運用は行われないうことを十分踏まえた上で、市町村が上記の社会福祉法人以外の事業主体に引き受けをお願いせざるを得ないと判断した場合には、その旨都道府県と協議するものとする。

(カ) 施行時のホームヘルプサービス利用者又は障害施策によるホームヘルプサービス利用者についての利用者負担軽減措置との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、本社会福祉法人等による利用者負担の減免の取り扱いの適用を行う。

イ 市町村による所要の支援

市町村が利用者負担を減免した社会福祉法人等に対して、その一部について助成を行った場合に、国及び都道府県の補助の対象とする。

(ア) 市町村が実施主体であり、助成措置を講じるかどうかは市町村の判断による。

注) 町村部における特養のように利用者の多くが複数の自治体に分散している場合には、都道府県・市を中心に関係市町村で相談し、できる限り足並みをそろえて対応することが望ましい。

(イ) 助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を減免した総額(助成措置のある市町村を保険者とする利用者に係るものに限る。)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入(減免対象の介護保険サービスに関するものに限る。)に対する一定割合を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえて、その1/2以下の範囲内で行うことができるものとする。

注1) 「一定割合」は、高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する高齢者の全国平均割合(全国平均2.2%)から保護率(0.76%)を控除した率を参考に、1%とする。

注2) 「1/2以下の範囲内」の具体的な助成率は、法人の収支状況等を総合的に勘案して個々に判断することになるが、1/2を一つの目安とする。

(ウ) 助成額の決定は、社会福祉法人等からの申請に基づき、都道府県・市が助成措置を行う関係市町村の意見を聴いた上で、行う。

注1) 申請の対象及び助成者は市町村であるが、都道府県・市を通じて申請を受け付けるとともに関係各市町村の助成額の決定を行う。

注2) 交付時期は、都道府県・市が関係市町村と協議の上、適宜定める。

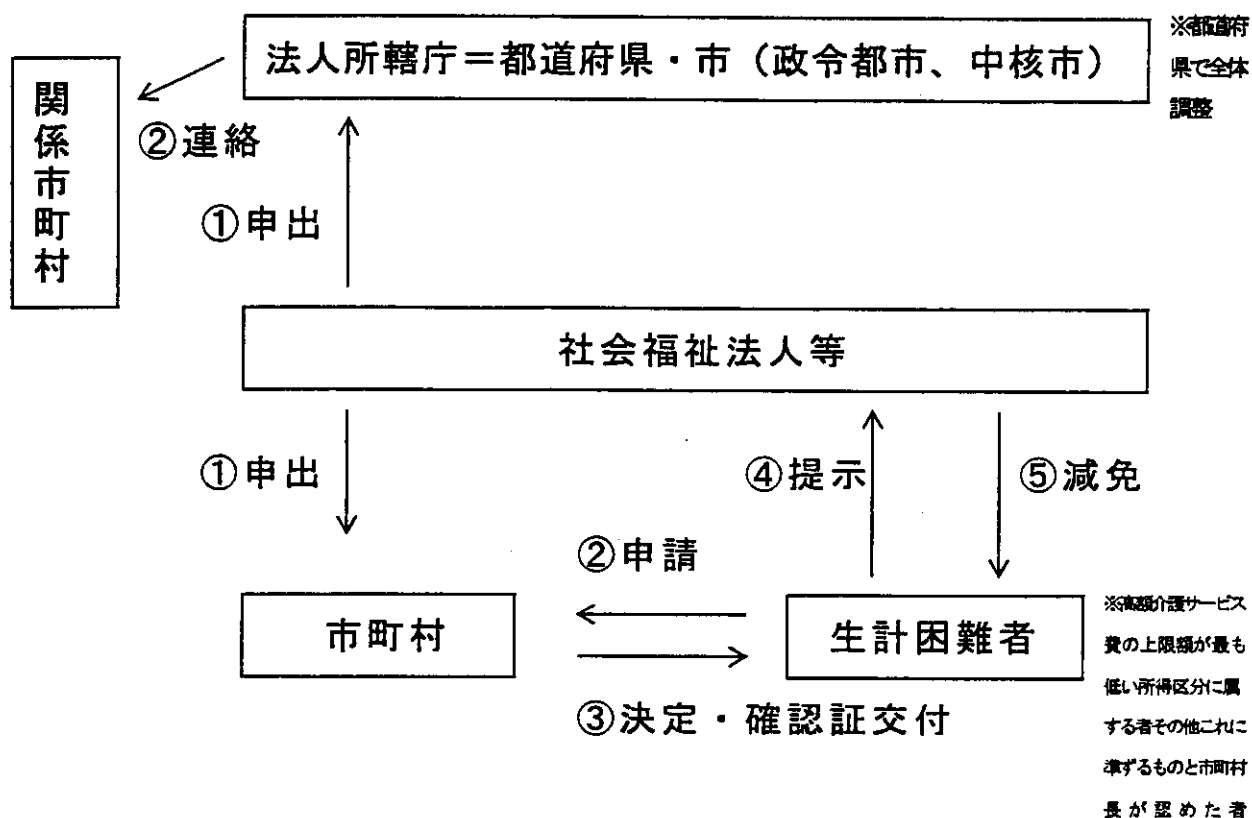
※年度末の一定程度前に一括して申請を受け付ける方法や、年2~3回に分けて申請を受け付ける方法が考えられる。

(エ) この軽減措置はあくまで市町村が行う事業に対して国が助成するものであり、その負担割合は介護保険における公費負担の割合に準じて、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを考えている。

注) 政令指定都市、中核市についても、介護保険における公費負担の割合に準じて、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。

概 略 図

ア 社会福祉法人等による利用者負担の減免の取り扱い



イ 市町村による所要の支援

